

どうぶつ基金の「さくらねご無料不妊手術事業（行政枠）」に参加しています。

・公益財団法人どうぶつ基金とは

動物の適正な飼育法の指導・動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的とする公益財団法人です。

[公益財団法人どうぶつ基金](#)（※外部リンク 新しいウインドウで開きます）

さくらねご無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して TNR 事業を行います。

「さくらねご無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねご TNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

行政枠手術チケットの利用にあたって

公共性があり、術後管理の具体的な計画がある場合に、公益財団法人どうぶつ基金に行政枠チケットの申請をします。

行政枠チケットは、利根町内に生息する飼い主のいない猫が対象です。飼い猫は対象ではありません。

行政枠チケットは、捕獲（Trap）、不妊去勢手術（Neuter）、元の場所に戻す（Return）を実施することが、利用条件となります。また、手術後に猫の保護、譲渡を行った場合は、手術費用の返金が必要となりますので、ご注意ください。

不妊去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、猫の世話をしている人または団体が、自らの責任において、適正に管理を行ってください。

※適正に管理とは

活動する土地の所有者や管理者の了承、近隣地域住民の理解を得ていることです。

置き餌はせず、適切な方法で給餌し、トイレの設置やふん尿の清掃を行い、近隣地域住民に十分配慮し、環境衛生上問題が発生しないように管理することを言います。

近隣住民の方とトラブルが起こった際の対応を申請者自身で行うことです。

飼い主のいない猫をなくしていくためのお願い

飼い主のいない猫への、無責任な餌やりや、不妊去勢手術をしていない飼い猫の放し飼いは、不幸な猫を増やすだけでなく、生活環境を悪化させ、近隣トラブルの原因にもなりますので、お止めください。

また、飼い猫は室内飼育が推奨されています。飼い主のいない猫を増やさないためにも、不妊去勢手術を行い、適正に飼育してください。

このページに関するお問い合わせは [生活環境課](#) です。

役場 行政棟2F 〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1
電話番号：0297（68）2211 ファックス番号：0297（68）8300

[メールでのお問い合わせはこちら](#)